

日本福祉大学 2004 年度 COE 国際シンポジウム
**「変化する東アジアにおける保育・幼児教育の動向と子育て支援
 -韓国・中国における保育と子育て支援について-」**
 2004. 10. 9

このシンポジウムからは、企画責任者の勅使千鶴教授（COE 事業推進者）の全体総括を報告します。

企画内容

日時 2004 年 10 月 9 日（土曜日）午前 9 時 15 分～午後 5 時

場所 日本福祉大学名古屋キャンパス 8 階（名古屋市中区千代田 5-22-35）

シンポジウムの構成

開会挨拶 野呂 春文 日本福祉大学学長補佐

<午前の報告> 午前 9 時 30 分～午前 11 時 10 分

報告Ⅰ 李 基淑 韓国・梨花女子大学校教授
 「韓国における幼児教育の動向と子育て支援政策
 -幼児教育法の成立と新子育て支援政策-」

報告Ⅱ 李 玩定 韓国・仁荷大学校副教授
 「乳幼児保育法の改正と地域での包括的子育て支援の課題-」

<指定討論> 午前 11 時 20 分～午前 11 時 35 分

丹羽 孝（名古屋市立大学大学院人間文化研究科 教授）
 「日本の現状から二つの報告に学ぶこと」

<質疑および討論> 午前 11 時 35 分～12 時 30 分

司会 勅使 千鶴（日本福祉大学教授・21 世紀 COE 事業推進者）
 通訳 李 正連（名古屋大学大学院教育学研究科 博士後期課程）

<午後の報告> 午後 1 時 30 分～午後 3 時 20 分

報告Ⅲ 張 燕 北京師範大学教授
 「中国都市部における就学前教育の現状と子育て支援の課題」

報告Ⅳ 唐 淑 南京師範大学教授
 「中国における農村幼児教育の発展と変革」

<指定討論> 午後 3 時 30 分～午後 3 時 45 分

一見真理子 国立教育政策研究所国際研究・協力部 総括研究官
 「日本の現状から二つの報告にどのように学ぶか」

<質疑および討論> 午後 3 時 45 分～4 時 45 分

司会 亀谷 和史 日本福祉大学 教授
 通訳 劉 郷英 立命館大学講師

<まとめ> 午後 4 時 45 分～午後 5 時

勅使 千鶴 日本福祉大学 21 世紀 COE 事業推進委員
 「韓国、中国の報告・討論から学ぶこと」

21世紀COEプログラム

日本福祉大学 2004年度 シンポジウム



● テーマ

変化する東アジアにおける
保育・幼児教育の動向と子育て支援

— 中国・韓国における保育と子育て支援について —



Asian COE Toward New Policy Science
for Social Well-being and Development
福祉社会開発の政策科学形成へのアジア拠点

日本福祉大学は、文部科学省の平成15年度「21世紀COEプログラム」の拠点に採択されました。採択されたプロジェクトのテーマは「福祉社会開発の政策科学形成へのアジア拠点」で、これまで本学が蓄積してきた研究成果を統合・融合して「福祉社会開発」とも呼ぶべき新しい学問領域を創出し、本学を中心にその「アジア拠点」を形成することを目的とするものです。

今回は、大きく変化する中国と韓国における幼児教育・保育の動向とそれに対する子育て支援政策の報告をもとに、日本を含め三国の子育て支援政策の方策を考察するためにシンポジウムを開催することになりました。

中国では、政府が子どもの権利全般の実現に向けて「中国児童発達綱要」(2001～2010年)を制定し、また、「幼稚園教育指導綱要」(2001年)も制定しました。一方、「改革開放」のなかで国民の生活様式は変化し、多様な保育要求が出されるようになり、大都市では三歳未満児の親教育など子育て支援も進められています。また、最近では大都市の「流動人口子女」を支援する保育活動も始められています。

韓国では、2002年合計特殊出生率が「1.17」になり、2004年1月に「幼児教育法」の制定および「乳幼児保育法」の改定がされました。さらに、6月11日には、政府の諮問機関である「高齢化および未来社会委員会」は、大統領主催の会議で「未来の人力養成および女性の経済活動参加のための育児支援政策」を報告しました。こうしたなかで、多様な保育要求を取り入れた子育て支援に取り組む自治体も出てきました。

皆様のご参加を賜りますよう、ここにご案内いたします。

日時 ● **2004 10/9** 土 9:15～17:00
(8:45受付開始)

会場 ● **日本福祉大学名古屋キャンパス北館8F** 参加費無料
名古屋市中区千代田2-22-35 ◎JR中央線「鶴舞」駅徒歩3分 定員:150名

AM

開会挨拶: 野呂 春文 (日本福祉大学学長補佐)

- 報告 I 李 基淑 (韓国・梨花女子大学教授)
「韓国における最新の幼児教育の動向と子育て支援政策—幼児教育法の成立と新子育て支援政策—」
- 報告 II 李 玩定 (韓国・仁荷大学校副教授)
「韓国における最新の保育政策と子育て支援—乳幼児保育法の改定と地域での包括的子育て支援の課題—」
- 指定討論 丹羽 孝 (名古屋市立大学大学院人間文化研究科 教授)
「日本の現状から二つの報告に学ぶこと」
- 質疑および討論 司会 勅使 千鶴 (日本福祉大学教授 21世紀COE事業推進者)
通訳 李 正連 (名古屋大学大学院教育学研究科 博士後期課程)

PM

- 報告 III 張 燕 (北京師範大学教授)
「中国都市部における学前教育の現状と子育て支援の課題」
- 報告 IV 唐 淑 (南京師範大学教授)
「中国農村における学前教育の現状と子育て支援の課題」
- 指定討論 一見 真理子 (国立教育政策研究所国際研究・協力部 総括研究官)
「日本の現状から二つの報告にどのように学ぶか」
- 質疑および討論 司会 亀谷 和史 (日本福祉大学 教授)
通訳 劉 郷英 (立命館大学講師)
- まとめ 勅使 千鶴 (日本福祉大学 21世紀COE事業推進委員)
「韓国、中国の報告・討論から学ぶこと」

変化する東アジアにおける保育・幼児教育の動向と子育て支援 －韓国・中国における保育と子育て支援について－ の報告

COE 事業推進者

日本福祉大学社会福祉学部教授

勅使 千鶴

はじめに

10月9日（土曜日）、シンポジウム当日の午前6時に暴風雨警報が発令されたため、今回のシンポジウムを「一般公開」から「希望者の参加」に切り替えた。飛行機と東海地区の私鉄の運休や新幹線に運行の乱れがあり、当初の参加申し込み者の半数以上が欠席となったが、それでも60名の参加があった。表題に載せたシンポジウムのテーマのもと4件の報告と2件の問題提起および質疑と意見でテーマの内容を深めた。また、翌日にはCOEのメンバーとメンバーが以前より属していた科学研究費による研究会（代表丹羽孝名古屋市立大学人間文化研究科教授）のメンバーとでワークショップを持った。

以下、シンポジウムとワークショップの成果を報告する。

I 韓国と中国の保育・幼児教育の動向と子育て支援についての報告

1. 韓国における最新の幼児教育の動向と子育て支援

－幼児教育法の成立と新子育て支援政策－

第一報告は、韓国・梨花女子大学李基淑教授により、表題にあるテーマについて三点に焦点を合わせ行われた。

最初に、韓国の幼児教育史上新たな場を開く契機となった「幼児教育法」制定の過程を述べた後、同法の意義についてつぎの四点を挙げた。すなわち、幼児教育法は、①教育法の体系に組み込まれたこと、②満5歳児の無償教育を義務条項に規定したこと、③私立幼稚園教師の人件費や運営費を支援することができる法的根拠を示したこと、④共働きの親の子どもを幼稚園の終日保育クラスに入園できると規定したこと、に意味があると述べた。その上で、同幼児教育法は、第二報告で紹介される新乳幼児保育法との重なりがあり、幼稚園と保育施設の目的や機能区分が曖昧になったとして問題点を挙げた。

第二は、韓国の幼稚園と保育施設（注：保育施設とは、日本の保育所に当たる国公立オリニジップ、民間オリニジップ、職場オリニジップ、家庭福祉員や保育ママに当たるノリバンを指し、2000年からは協同組合共同育児オリニジップも含まれる）について、幼稚園の施設数が2000年より微減しているのに対し、保育施設数は1995年以降増加をし続けている。また、両施設における就園数では、幼稚園が1985年以降増加をし続けたが、2003年になると3,619人減となり、保育施設では1995年から2003年まで大きく増えている、と指摘した。就園率を示すと、零歳児から2歳児では14%が保

育施設に通っている。3歳児では46.8%が、4歳児で59.8%が、5歳児では73.8%がそれぞれ幼稚園か保育施設に通っている。

第三に、最近の幼児教育の現象を12件挙げた後、2004年6月11日に大統領諮問機関「高齢化および未来委員会」が出した「未来の人材養成および女性の経済活動参加拡大のための育児支援政策方案」を紹介した。この方案は「女性の働く権利の側面に偏って」おり、「幼児教育と保育の究極的な問題点に対する根本的な解消方案というよりは、現象学的な問題の行政の重複、予算の無駄使い、部署間の非協調及び葛藤を開く余地がある」と、李教授は指摘した。さらに、①韓国の幼児の安寧と幸せのために女性界と幼児教育・保育界が協力をしなければならない時点に来ていること、②今後幼児教育は、幼児教育と保育の一元化の体制を究極的に指向し、幼児教育関連法の体系を一元化する方案を長期的に研究される必要があると、まとめた。

なお、最近の幼児教育の動向の一端を知ることができるので「現象の12件」を以下に羅列しておく。

①合計特殊出生率が年々低下している。1992年に1.78人以降減り続け、2001年に1.33、2002年に1.17と2.0を大きく下回っている。②大家族から核家族に変化するとともに、価値観の変化により、離婚率が増えている。③幼児期における早期教育の過熱が進んでいる。④女性の就業率はM字型の曲線を描くものの、女性の就業率は増加している。⑤育児休暇制度があるものの、育児休職手当が低いことと休職後の不利益があるため現状では育児休職の利用率は低い。⑥家庭内の子育て支援制度が不十分である。⑦就業している親への支援対策が不足している。例えば、夜間保育、時間制保育、時間延長型保育、休日保育等、多様な保育サービスが十分に提供されていない。⑧保育施設、幼稚園で行われている保育、教育の質の水準が施設により差が大きいのが現状である。⑨幼稚園と保育施設の不均衡分布により、利用者の選択が困難を生み出す事情が出現した。⑩幼稚園教育費および保育施設保育料がともに高い。⑪障害を持つ子どもおよび貧困層の子どもに対する国家の支援が必要である。⑫小学校低学年を対象とした「放課後教室」の需要が増大している。

2. 韓国における最新の保育政策と子育て支援

－乳幼児保育法の改定と地域での包括的子育て支援の課題－

二番目の報告は、韓国・仁荷大学校李玩定副教授により、四点について述べた。

第一は、幼児教育および保育の現状で幼稚園と保育施設の歴史的な背景を簡潔に明らかにした。歴史的な流れを知ることは、今日の韓国の幼稚園と保育施設の現状を理解することに役立つので、以下にその内容を紹介する。

19世紀末に最初の幼稚園ができ、それと併行して貧困層の子どもを対象とした託児所が作られた。託児所は、後の保育施設に発展している。1982年に幼児教育振興法を制定した。これは、当時の幼稚園とセマウル（＝新しい村）幼稚園、オリニジップ（＝子どもの家）の多元化された保育・幼児教育体制を幼稚園とセマウル幼稚園に整理するためであった。なお、幼児教育の経験を平生教育（日本の生涯教育に当たる）の基盤にしようとした政府の関心が、幼児教育振興法の制定に影響を与えたと説明した。その後、幼稚園は教育部の管轄に、セマウル幼稚園は内務部が管轄するが、同時にそれと併行して労働部では働く女性の子どもに対してオリニジップを運営していた。

1980年代には働く女性の子ども、なかでも低所得層の働く女性の子どもを預ける施設がなく子どもを家に置いたままで事故が起り、子どもの保護が社会問題となった。地域託児研究会などの民間の団体が低所得層の女性の子どもに対して保育施設を建て、ほぼ無料に近い料金で保育をしていた。社会的な変化から、1991年に乳幼児保育法が制定され、全国的に保育施設が設置されるようになる。同法は、保育施設として国公立オリニジップ、民間オリニジップ、職場オリニジップ、ノリバンの4つの類型に区分した。国公立オリニジップは、国と地方自治体の設置、運営する施設で、運営費の半分程度を国や自治体が負担している。民間の保育施設とノリバンは、国または地方自治体以外のものが設置、運営し、運営費は国からの援助が少ない。職場オリニジップは、事業主が設置し、運営費を補助し、事業場の勤労者のために運営する施設である。

当時、保育財政が少ないため、政府は国公立オリニジップより民間のオリニジップやノリバンの設置の増大を図った。そのため、保育施設を設置、運営をする施設長に低利の長期融資を保障し、保育施設の許可制を申告制へと緩和した。しかし、1997年の経済危機により、働く女性の解雇が続出し、保育施設の幼児数が減り、定員を割る保育施設が出た。そのため、運営に追い込まれ、多くの保育施設が倒産した。また、残りの保育施設は財政難を訴えるようになった。多くの保育施設では、手間にかかる乳児より、4歳以上の子どものクラスを中心として保育施設が運営されるようになる。また、国が乳児保育の保育料の上限を決めていたため、その上限の額では保育施設の運営は困難だとし、乳児保育を受け入れる保育施設は少なくなる。

一方、幼稚園では下限年齢を下げ、さらに終日保育を始めるところも出て、4歳以上の幼児を対象とする保育施設や幼稚園の定員は余るようになった。その反面、2歳以下の乳幼児を対象とした施設は不足した。また、乳児を持つ働く女性は乳児を対象とした保育施設の質的水準に満足できず、保育施設を辞める事態も出てきた。こうしたことから、乳児を受け入れる保育施設の運営が難しくなる。こうしたなかで、乳児を持つ働く女性から安心して預けることができる保育施設への要望が出始める。子育ての大変さへの認識がそれ以後の出産率の低下にも影響を及ぼしたと、李 玩定氏は指摘した。

1997年以降、国は保育事業の質的水準の向上のため、いろいろな政策を採り始める。しかし、4歳以上の幼児を誘致するための競争が激しくなり、幼児教育、保育市場の混在した様相があらわれた。さらに、午前の時間帯に幼稚園や保育施設と類似したプログラムをより低廉な費用で運営する塾の存在が、幼児教育および保育の現実を歪曲させることとなっているという。

歴史的な報告の後、幼児教育法の制定と乳幼児保育法の改正および行政サービスの伝達体系について究明した。

第二では、改正乳幼児教育法の特徴を四点にまとめた。①同法は、「普遍主義保育の理念」を明示した。つまり、改正後の乳幼児保育法は、保護者の条件に関係なく保育を必要とするすべての乳幼児を対象としている。さらに、「子どもの最善の利益」を考慮し、「差別の禁止」を明示する「子どもの権利条約」の基本的な原則を反映している。②同法は、保育に対する国の責任を拡大させた。③保育の質の水準を上げるために、保育の専門性の向上を実現させる条項を制定した。④改正乳幼児保育法は、地方自治体の責任を強化させ、明示している。

第三に、6月に出された「未来の人材養成および女性の経済活動参加拡大のための育児支援政策方策」の内容を紹介した後、「包括的子育て支援のために何よりも育児支援行政および伝達体系を整備

することが急務である」との政府の判断を付け加えた。そして、子育て支援のネットワークの場として全国の市・郡・区単位で子育て支援センターを拡充することを強調した。さらに、アメリカ、カナダ、イギリスの活動に学び、韓国型の貧困層の児童のための支援サービスのあり方を「貧乏な跡継ぎを断ち切ってあげよう」というスローガンをもった「We Start」の活動を紹介した。

第四に、韓国で4番目に人口の多い270万人の都市で、全国に先駆けて子育て支援とネットワーク化に取り組んでいる、仁川広域市の子育ておよび保育支援の現状と課題について報告した。

3. 中国都市部における学前教育の現状と子育て支援の課題

報告者の三番目は、中国・北京師範大学張燕教授である。張教授は、第一に、中国都市部の幼児教育について、「計画経済」から「市場経済」の導入による経済システムの転換から、幼児教育でも前例のない新しい問題に直面し、その問題に取り組みつつあることをつぎのように指摘した。①幼児教育事業のこれまでの単一化から多元化への道を歩む。②市場経済の導入により人口が農村から都市に流動し、この「流動人口」のなかの幼児への教育が無視できなくなった。③地域社会（社区）におけるサービス機能と管理機能が強化されつつあるが、社会サービスのなかに幼児教育がシステムとして取り入れられている。

第二に、都市部における幼稚園の運営体制の改革について紹介した。①いま、中国では企業の市場への参加と競争が求められ、近代的な企業システムの構築が求められている。そのなかで、生産が停止した国営企業の付設幼稚園が、他の企業による「請負責任制」、「株式制」、「共同運営制」などの運営により民営幼稚園に姿を変え運営が継続される動きが出ている。②全国人民代表大会と国務院によって法令と条例が出され、健全な発展への支持と指導を受け、民営幼稚園は発展している。③中国の幼児教育は、改革につれて次第に公立幼稚園を中核モデルにして、公立と民営、正規と非正規の教育結合という発展の構造を形成しつつある。今後の課題として、「子どもの発達を中心に据えた部門連携の管理モデルを構築し、地域社会の資源を十分に利用する総合的な教育サービスネットワークをつくり、それぞれの子どもと家庭に利益を与えること」をあげている。

第三に、出稼ぎの労働者家族に対する子育て支援活動について、写真を示して報告した。市場経済により、中国全土に出稼ぎ労働者が15億人いる。出稼ぎ労働者として都市に流動する人たちを通称「流動人口」と呼び、その子女への教育がいま社会問題となっている。流動人口とその教育は、都市の発展にとっても無視できない問題である。このことについては、10月24日NHK番組「63億人の地図」で放映され、日本でも知ら



れるようになったが、小・中学生だけでなく幼児の教育問題でもある。北京市には現在 409 万人の流動人口があり、この数は全市の人口の約三分の一に当たる。そして、この流動人口は家族を作る傾向にあり、その子どもの数は年齢の下に行くほど多くピラミッド状になっている。就学前の子どもは両親と一緒に暮らしている。北京市には義務教育段階の流動人口児童は約 27 万人で、この数から推計すると就学前の子どもは 30 万人を超えると推定されている。

都市の出稼ぎ労働者の職業は、都市の市民が嫌うきつい仕事、汚い仕事、給料の低い仕事で、建築労働、清掃、野菜売りなどという。北京市には、野菜売りなどの小さい商売をする自由市場は 1241 ヶ所あり、ここで商売をするのは、北京市にいる全出稼ぎ労働者の 45% を占めている。親が自由市場で働いている間、幼児は放置され市場を走り回り、交通事故、誘拐等の危険にさらされている。これらの幼児の教育は、空白状態にある。

こうした状態をふまえ、北京師範大学の教員と卒業生、院生と地域のボランティアにより、四環自由市場で走り回る幼児を対象にプレイグループの活動が展開された。これは、一種の子育て支援といえよう。

北京師範大学のグループは、①自由市場で働く出稼ぎ労働者とその子どもの生活実態調査を行い、分析をした。その結果、②インフォーマルなプレイグループを開設することにした。そして、③北京師範大学の学生・院生がボランティアで、午前 2 時間ほどプレイグループを開いた。また、活動を通して、④子どもの親と学生・院生ボランティアとの信頼関係がうまれた。⑤活動のなかで、プレイグループの性格は、子どもにとっては遊び場であり、親にとっては学習の分かち合いの場であり、ボランティアにとっては学んだことを実際に役立て社会に貢献し、実践研究を行うフィールドであることが、判った。さらに、活動を通して、⑥ボランティアの心得、親の心得、幼児の行動規範などプレイグループの規範を打ち立てている。プレイグループは、子どもの活動を展開するとともに育児相談、参加式の研修、図書の貸し出しなどいろいろな活動で親への支援活動をしている。

活動が進む中で、毎日決まった人 1 名と、学生・院生、定年退職教師、幼稚園の現職教師など 60 名の人たちがボランティアとして参加している。また、近所の人からの図書の寄付や廃材を利用しての教材づくりなどいろいろな形で地域の人からの支持や援助が増えている。

今年の 4 月から半年ほどの四環プレイグループの活動から、張燕教授は、「プレイグループの活動の最終の目標は、親同士が共同で教育活動に参加し、親同士が子育てグループを作り、親同士の自己教育と自己管理を実現すること。したがって、プレイグループのリーダーを次第に親に譲り、親が中心になって組織を進めることが活動を発展させる点から大切なことである」と締めくくった。

4. 中国における農村幼児教育の発展と変革

最後の報告は、中国・南京師範大学唐淑教授によって行われた。唐教授は、第一に農村における幼児教育の沿革を次の二点に絞って述べた。その一つは、日本でも知られている陶行知の生活教育の理論のもとで行われた 1927 年の最初の農村幼稚園とその事業を中心にした紹介である。二つ目は、1950 年代の新中国における農村のさまざまな預かり形態である。それは、土地改革と農業互助組の必要に応じて作られた臨時託児所、親戚や隣近所で助け合ったり、交代で子どもの面倒を見たり、個別に預かったりするなどであった。

陝西省の農業互助組による農繁期託児所もそのひとつである。農繁期託児所は50年代の農村における働く労農女性の育児問題を解決するのが目的であった、と述べた。

第二に、農村における幼児教育の現状を明らかにした。①中国の幼稚園は80年代から90年代の半ば頃にかけて増加をするが、農村の幼稚園の増加も速かった。しかし、1990年代からは各村に分散していた幼児クラスを結集させたことにより農村幼稚園の数は減少していく。国務院は、経済発展の遅れている農村地域にさまざまな形式を利用して就学前教育を行うよう指示をした。②農村幼児教育の質の向上をさせ、広範な農村の幼児の生存と学習条件を改善させるために、カリキュラム改革が行われた。従来農村幼稚園で行われていた教育は、小学校一年の教科書を使用しての学習や農村の実情を無視した、都市幼稚園の教材を利用していた。これらを南京師範大学の教員が調査し、教育改革に活かした。具体的には、自然と社会の資源を利用し、農村の特色を反映し、幼児の実生活に近づけ、幼児が自分の意思に基づいてたっぷりとまわりの環境に触れることが出来る教育内容の編成をめざした改革の内容であった。③南京師範大学がオランダのボナード・フォン・リー基金を得て15年間の研究のなかで農村幼児教育のシステムを構築した。

第三に、以上のことから今後の課題として①事業の低下減少に対する調整対策として、人々の認識を高めること、法規や政策で農村の幼児教育を保障し、行政管理を強化し、運営方式を多元化させること、②依然として無くならない「小学校化」、「都市化」の現象を教師や専門家の教養を高め、都市と農村の一体化をめざすネットワークを作り、農村の特色を持った幼稚園カリキュラムの構築をすることにより改善を行うことを提案している。

II 4件の報告に対する問題提起と質疑応答

1. 韓国の幼児教育・保育の動向と子育て支援の二報告への問題提起

丹羽孝氏からは参加者への理解を広げるために、まず、韓国の幼児教育の発展過程を説明された。とくに保育の質の向上に関わるナショナルカリキュラムの確立としての幼稚園課程の作成（1966年）や幼児教育振興法（1982年）、教育基本法（1997年）について補足された。その上で、幼児教育の課題として以下の三点を挙げた。①早期教育の問題、②幼稚園と保育施設の制度的二元化の問題、③幼稚園と保育施設の量的な発展と質の向上および子育て支援の発展、についての理論的な解明が求められている。

2. 中国の幼児教育の動向と子育て支援の二報告への問題提起

一見真理子氏は、二人の報告者が紹介された陶行知の理論と実践の意味について補足された。そして、今後の研究課題としてつぎの三点が挙げられた。①社会の変貌のなかで少子化の現象が出ているが、中国、韓国、日本の三国とも背景が異なっている。この点について、明らかにする必要がある。②中国、韓国ともに子育て支援が地域社会のなかで行われていることが報告された。地域の中での活動の理論化が求められる。③子どもの立場から保育の質の向上について明らかにする。

3. 韓国の報告への質疑応答

(1)韓国のオリニジップの場合、「民間」とは何をさしているのか。

☆「民間」とは、社会福祉法人、宗教法人、企業を指している。

(2)ソウルの「educare」とはどんな内容をさしているのか。

☆educaret というのは、ソウル市で、1日のうち8時間以上の保育（＝終日保育）をしている幼稚園を呼んでいるだけ。なお、午前中の保育だけをしている幼稚園はあまりない。終日保育は、日本の幼稚園の預かり保育とは異なる。

(3)保育施設の管轄部局が健康福祉部から女性部に移った意味合いをどのように考えたらよいか。また、幼児教育法成立の経緯で反対はなかったか。

☆女性部に移ることに反対はなかった。女性部は、金大中大統領時代にフェミニズムが高まった時にできた。当時、女性部はできたがそこでの仕事がなかったので、保育はどうかといわれ決まった。しかし、女性部の仕事が子どもの立場からではなく、女性の立場になっていることに危惧を感じている。女性にとって家庭での子育てがみすばらしいから外へ出て働きたがる、ということを考えている。専業主婦に子育てが大切な仕事であることを強調する親教育が大切ではないか。

☆1991年に出された乳幼児保育法は幼児教育の分野では最初の独立法であった。本来なら、この乳幼児教育法が中心となるべきだった。しかし、乳幼児保育法は保育施設を対象とした法律と見られた。こうしたなかで、幼稚園、保育施設を包括する法律が必要であると言われてきた。幼児教育法の制定には保育施設からかなりの反対があった。国会で幼稚園と保育施設とを統合する施設として「幼児学校」構想が提出されたが、保育施設関係団体が幼児学校と言う名が示すように「学校」にウエイトが置かれるので反対であると表明した経緯がある。子どものためを考えたら幼稚園と保育施設の制度的に一元化をしていくことが大切だと思う。学者レベルから発言していくことが大切だ。

「高齢者と未来社会委員会」は積極的に方策を進めようとしているが、現場での認識に違いがある。仁川広域市の場合は、市長が保育の発展5カ年計画に深く関わり、支援している。市長が新しいアイデアを提供し、公務員と現場と研究者とが協力して取り組みを進めている。そして、乳児専門施設の人件費の50%を市が補助をしている。乳児専門施設で働く教師は幼児教育専門の人である。そのため、乳児のための新しいプログラムを作ることが課題である。



4. 中国の報告への質疑応答

(1)農村の人的資源はどのように活かされているか。

☆地元の資源を活かさないで農村に置ける幼稚園の活動は停滞する。そのために、村単位で小学生3、4年生が農村の幼稚園に来て幼児と遊ぶことにより小学生の力を活かしている。小学生はその幼稚園の卒園児である。小学生は、あそびが好きであること、物語を語ることができ、幼児といっしょに遊ぶことが出来る小学生を選んでいる。授業のない水曜日の午後と土曜日に来てもらっている。この考えは、1987年、来日したとき保育園で中学生が乳児にミルクをあげていた場面を見て感銘を受けた経験が、活かされている。異性に対して意識する時期の手前、思春期の前の心理発達の時期に乳児に関心を持つことはよいことだと考えている。

(2)プレイグループの資金はどれくらいか。

プレイグループの資金は0元である。従って、費用のいらない市場の事務所のある場所を利用している。保育に必要な材料は国立幼稚園の廃品を使用し、リーダーが教材を作っている。ボランティアの交通費など必要な費用は、私費が投じられている。およそ4000元(5.6万円に当たる)プレイグループの活動の持続のために現在プレイグループの利用者から費用を徴集することを考えている。現在、ボランティアに対して、就職への証明になるよう証書を出すことを考えている。また、親に対してネームカードを作っている。プレイグループでは子どもに本を読んでいるので、読書の習慣ができています。子どもたちはプレイグループに来たら、読書を行っている。

9月に、プレイグループ開園半年のお祝いをした。テレビでプレイグループの活動が紹介された。

厳しい寒さを迎える冬に当たって、プレイグループをどのように展開させるかが当面の問題点である。

Ⅲ ワークショップで出された質問と回答

10月10日(日曜日)午前、前日のシンポジウムのテーマを深めるために、ワークショップを持った。参加者は、報告者(李基淑、李玩定、張燕、唐淑)、問題提起者(丹羽孝、一見真理子)、COEメンバーとその協力者(亀谷和史、丹羽孝、相馬直子、韓仁愛、金珉呈、華暘、張京姫、勅使千鶴、劉蓮蘭)および丹羽孝名古屋市立大学人間文化研究科教授代表の科研費研究会メンバー(有賀克明、一見真理子、金田利子、宍戸健夫、水野恵子、平岩定法)と通訳の李正連、劉郷英の各氏である。以下、ワークショップで出された内容の概略をまとめる。

まず、前日、中国の農村に置ける幼児教育について報告をした唐淑氏は、「前日の報告から日本、韓国、中国の三カ国における保育・幼児教育の今日的な課題に共通点のあることが判った」と切り出した後、韓国と日本の農村における幼児教育について説明してほしい旨が出された。

李基淑氏は、つぎのように報告した。「韓国では、農山漁村部の保育施設が不足している。少し前までは農山漁村部に託児所を作って支援をしていた。いまでは、託児施設は少なくなっている。農村から都市部へと人口の移動があり、農村部の子どもの数が減少していった。農山村の奥地には保育施

設がなかったの、主に国公立の保育施設を作って支援をしていたが、最近ではその支援が少なくなっている。農山魚村部では、保育施設が多い。そのなかで、①農山村部で国公立の保育施設を設置する場合、交通手段すなわち車輛を同時に準備する問題がある。現在、政府ではバスを提供することになっている。②農村で終日制の保育をしている幼稚園では給食が必要となるが、給食費が保育料より高いことの問題が指摘され、現在、給食費の補助を求められている。③終日制保育を実施している幼稚園の教師から長時間勤務であることに不満の声が出されている。なお、農山魚村の保育施設には乳幼児保育法により、保健福祉部から支援がある」と。

日本の農山村部の保育については同朋大学教授宍戸健夫氏が答えた。「日本では、1947年の児童福祉法により僻地保育所が全国の農山村の僻地に作られ、国からの援助が出された。しかし、1970年代に農村が過疎地となり、大人のみならず子どもの数も少なくなり、僻地保育所が地域の中心部に統廃合される。また、児童福祉法の制定により、農村部に保育所が設置された」。この発言に、付け加えて「日本の場合、第二次大戦後、幼稚園と保育所の設置が行われるが、当時幼稚園を設置するより保育所を設置する方が国の補助金が多かったため、農山魚村のような財政力の弱い自治体では保育所設置を選択する地域が多かった。その結果、今日でも農山魚村では公立の保育所の数が多い。また、1960年代に農村部で農繁期に農繁期託児所が設立され、その後この農繁期託児所の重要性が町村民に認知され、農繁期のみならず常時開設される施設として公立保育所が設置された地域も各地に出てきた。もちろん日本では農繁期託児所はすでに第二次世界大戦前に東北地方などで進められ、優れた実践記録が著書として残されている」と勅使千鶴が話した。また、「事例として、科学研究費の調査で静岡県由比町は漁村に当たるが、ここでは保育所は全部公立で、民間保育所は存在していない。さらに、公立保育所のなかでも都市にあるものと農村にあるものとは自治体の財政に左右されて、施設設備、保育士の人件費などいくつもの点で格差が出ている」と、白梅学園短期大学教授金田利子氏は指摘した。

農村部の幼児教育について、最後に「農村と都市での保育・幼児教育での格差が三国とも共通して出された。しかし、中国の場合は、最近都市化が進んでいるとはいえ、全体的に見ると75~80%が農村であることをおさえておきたい」と張燕氏が補足した。

つぎに、李基淑氏から質問が出された。「韓国では、幼児教育と保育はその多くを民間の幼稚園や保育施設に負っている。もっと国家が幼児教育に支援をすべきだと考えている。ところで中国の場合では、韓国とは反対にいま国立の幼稚園を民営化しようとしている動向が昨日報告された。一つの国立の幼稚園での人数が多いことが問題になるのか、民営化に踏み切る問題点について訊きたい」と。それに対して、張燕氏は、以下のように答えた。「1980年代に幼稚園の開設状況について悉皆調査を行ったが、その結果は幼稚園の開設は全国で20%以下であった。つまり、計画経済のもとでは一部の子どもたちだけが教育の対象となっている実情である。これらを社会化することが求められる。そのためには、まず義務教育が優先され、そして幼児教育や後期中等教育、大学教育について極端に民営化をすることが求められるのである」と。さらに民営化に関わって「周知のように中国では計画経済から市場経済となり、企業間で競争することが求められるようになった。そうしたなかで、国営企業も競争に挑むことになるが、その時国営企業に付設された幼稚園は財政的に見て企業の『お荷物』

と考えられ、この『荷物』を捨てることが課題とされるようになったのである。単一的な国の保障という名のもとでの従来通りの教育では多くの国民が満足できる教育を受けられない。現段階では、国、地方と個人の各レベルで力を動員して教育を進めていくことが求められている。ただし、『民営化をすることにより何をしてもよい』ということになると教育界は混乱する。民営化に対する国の政策を作ることが求められる」と付け加えた。

以上の二点の質問と回答の過程から、残された時間を質問項目に限定し、それぞれの回答は後に文書で答えることにした。以下、質問項目を列挙する。

IV 三カ国宛に出された質問事項

- ①民間の幼稚園の月謝、保育所の保育料に対して、国家は介入（intervention）が可能か。
可能であるとすれば、法律的な根拠と実際にどのように行われるのかを知りたい。
- ②虐待などが起こった時に、中央政府や地方政府（国や地方自治体）が介入することができるか。
出来る場合の根拠法は何か。実際にはどのように実施されるのかを知りたい。
- ③保育時間の延長と保育の質の維持との関係について、全托保育・24時間保育と保育の質の維持、全托保育と子どもの発達について、に関する研究論文とその要約を教えてください。
- ④保育者（幼稚園・幼児園教師、保育教師、保育所保育士）の質的向上を考えるために、三カ国の保育者の資格（学歴）と待遇（給与、労働時間、現任研修など）
- ⑤農漁村部における子どもの生活と子どもの実態について書いて下さい。
- ⑥幼稚園と保育所（オリニジップ、託児所）の一元化の可能性をどのように考えるか。今日の課題と問題点の整理をしてまとめてください。
- ⑦市民は、幼稚園と保育所（オリニジップ）へのどのように参画できるか。下からの立ち上がる行動を起こす。NGO、NPO、企業の幼稚園や保育所への参加はどのようにあるか。
- ⑧保育・幼児教育研究者の社会的な役割とは何か。

<張燕先生への質問>

- ①国家、地方自治体内における幼児教育と託児部に関する部局の連携について教えてください。
- ②張先生の報告のなかで、北京の市場で設置されたプレイグループを formal な幼児園にせず、non-formal にして残しておく意味について説明してください。
- ③中国では、「女性が働くことと子育てをすることは当然のこと」という社会意識は当たり前のこととされているか。

<李玩定先生への質問>

- ①保育施設の保育と幼稚園の幼児教育とではどこが同じで、どこが異なるかを教えてください。
- ②韓国では、「女性が働くことと子育てをすることは当然のこと」という社会意識は当たり前のこととされているか。

<李基淑先生への質問>

- ①一人産んで、その子を優秀に育てるために教育が過熱していることを聞いているが、特技教育と早期教育の実態を教えてください。

②韓国では、「女性が働くことと子育てをすることは当然のこと」という社会意識は当たり前のこととされているか。

おわりに

以上、シンポジウムで話された四つの報告と二つの話題提供、質疑応答およびワークショップでの質疑応答と時間切れで出された質問を掲載した。ワークショップ出だされた質問については今後メール等の手段を使用して意見交換を行うことになった。

今回のシンポジウムとワークショップでは、急激に変化する社会に対応する韓国と中国の保育や子育て支援に関する最新の動向を明らかにすることができた。それとともに、一般に課題とされていない低所得者層や農漁村を対象にした保育や幼児教育、国の政策として不十分な部分が明らかにされ、両国の幼児教育・保育の全体像がじょじょに見えてきたといえよう。今回のシンポジウムとワークショップの討論で、韓国、中国、日本の子育て支援と乳幼児の権利保障の比較研究を始める基盤が出来たと実感している。この成果を今後の研究に活かされることを期待している。



